

2022年版設備設計一級建築士講習テキスト正誤表

(公財)建築技術教育普及センター

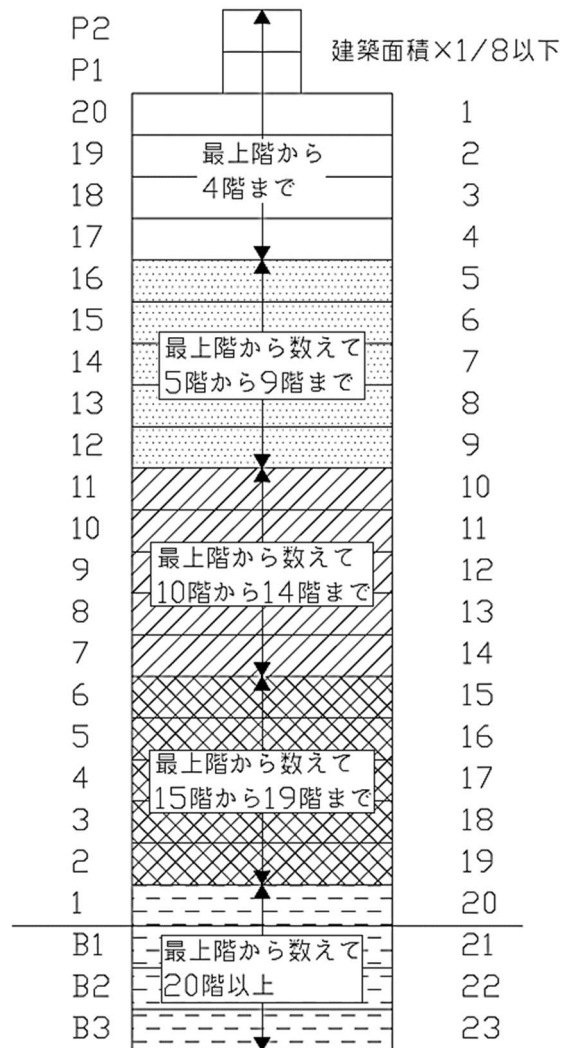
2022年版設備設計一級建築士講習テキストの一部に誤りがありましたので、下表に示す誤りの部分を正しいものに訂正をしてください。

編・章・節	頁数	行数・図表式番号等	正	誤
第1編第1章	78	38行目	$P_T = P_S + R_V$	$P_T = P_S + R_S$
〃	126	図10-29	竪穴区画のオフセット	縦穴区画のオフセット
第1編第2章	184	22行目	受けもつ屋根面積	各地域の受けもつ屋根面積
〃	258	32行目	集水する。	補給する。
第1編第3章	271	26行目	住宅は	住民は
〃	327	28行目	照度が高ければ高いほど	照度が明るければ明るいほど
〃	380	10行目(タイトル)	2・4 設計	2・3 設計
第1編第4章	403	26行目	後述の	前述の
〃	408	6行目	釣合おもりの <u>オーバー</u> バランス率	釣合おもりのバランス率
〃	418	29行目	合計が500m ² を超える	合計が500mを超える
〃	427	1行目	耐震措置	耐震装置
〃	469	11行目	$5 \times 60 \times 14 \times 3 \div 112.5 = 112$ [人]	$5 \times 60 \times 14 \times 3 = 112.5 = 112$ [人]
第2編第1章	505	37行目	新築公共建築物等	新築公共物等
〃	509	33行目	(Building Design & Construction)	(Building & Design)
〃	512	33行目(タイトル)	消費性能	諸費性能
第3編第1章	523	表1-2(第3章)	都市計画区域等	市画区域等
〃	523	表1-2(第4章の2)	資格者検定機関等	格検定機等
〃	523	表1-2(第4章の3)	資格者等の登録	格等の登録
〃	528	31行目	なお、これらの規定は、	なお、これらのうち
第3編第2章	537	26行目	一定規模に満たない建築物や既存の建築物	(波線部を追加)
〃	538	42行目 43行目	法施行令第18条	法施行令第四条
〃	542	24行目	求められる。	求めらる。
〃	542	25行目 27行目	ボタン	ボタン
第3編第3章	550	17行目	この改正	今回の改正
〃	552	2行目	(波線部分を削除)	設備設計一級建築士が設計を行う場合を除き、
第3編第3章	552	4行目	ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合は、設計に関してはこの限りではない。	(波線部を追加)
〃	553	9行目	「5」	「1.5」
第3編第5章	571	7行目	確保を図り、もって公衆	確保するため、これに伴う公衆
〃	571	8行目	増進に資することを目的として制定された。	増進を図るために制定された。

編・章・節	頁数	行数・図表式番号等	正	誤
第3編第5章	580	6行目	貯湯槽内	湯槽内
第3編第6章	583	図6-1(左上)	規制措置	規制処置
〃	583	図6-1(中段(説明義務制度の枠))	300㎡未満の住宅・非住宅建築物	300㎡未満の住宅・建築物
〃	583	図6-1(右下枠内の下から2行目)	評価書	評価絵
〃	583	表6-1(左から1列目、上から2段目)	適合義務制度	適合義務義務制度
〃	583	表6-1(法19条の対象用途の枠)	住宅用途	非住宅用途及び住宅用途
〃	584	図6-2(中央上段)	建築主	建築王
〃	586	図6-6(左下枠内3行目)	延べ面積	延べ面積積
第3編第6章	591	32行目	水質汚濁防止法特定施設及びダイオキシン類対策法特定施設	(波線部追加)
〃	594	38行目	浄化槽工事は、	浄化槽は、
第3編第9章	611	表9-13(中央上から5段目)	1.水資源保護	1.水質源保護
第4編第1章	639	24行目付近	令112条第21項	令112条第16項
〃	642	表(25行目付近) 令129条の2の5第3項	(2)CO濃度≤6ppm (4)18℃≤温度≤28度	(2)CO濃度≤10ppm (4)17℃≤温度≤28度
〃	643 644	表(下段) 昭和45年建告第1826号第3	(法改正により訂正) 有効換気量、有効開口面積、有効断面積は、それぞれ必要有効換気量、必要有効開口面積、必要有効断面積と訂正してください。	
〃	659 660	表1-14、1-15、1-16	(関連法令) 令129の13の3第13項	(関連法令) 令129の13の3第3項
〃	673 674 677	13行目 40行目 2行目	③ ホテル又は旅館の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室(常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気確保される廊下その他の建築物の部分を含む。)で、	③ 家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場で、
第4編第2章	687	中段の左第107条の表	法改正により表の差し替え(※3ページ目参照)	
〃	695	24行目	SHASEの改訂により①～⑥を以下の①～⑦に差し替えしてください。 ① 排水主管及び排水横枝管の起点 ② 延長距離が長い排水管の途中 ③ 排水管の曲がり部近傍(下の解説に記述あり) ④ 排水横主管と敷地排水管の接続部付近(排水ますでも可) ⑤ 排水立て管の最下部近傍(SHASEの③と⑦②該当) ⑥ 排水立て管の最上部、及び3～4階ごとの階 ⑦ 排水立て管と横枝管の接続部 (図2-23、図2-24は4ページ目参照)	
〃	695	31行目	125mm以上が20m以内とするのが望ましい。	100mm超が30m以内とするのが望ましい。
〃	700	33行目	耐久性能	耐性能
第4編第4章	724	3行目	$H=S+R+V^2/720+C$	$H_{\geq}S+R+V^2/720+C$
〃	730	10行目	3.8cm以上か、	3.8cm以下か、
〃	738	15行目	トラスの残存応力度	トラスの残強応力度

【※P687 法改正により第 107 条の表及び参考図の差し替え】

建築物の部分		時間				
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で9以内の階	最上階から数えた階数が10以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上で19以内の階	最上階から数えた階数が20以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
柱		1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間
床		1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
はり		1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間
屋根		30分間				
階段		30分間				
備考						
一 第2条第1項第八号の規定により階数に導入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。						
二 この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。						



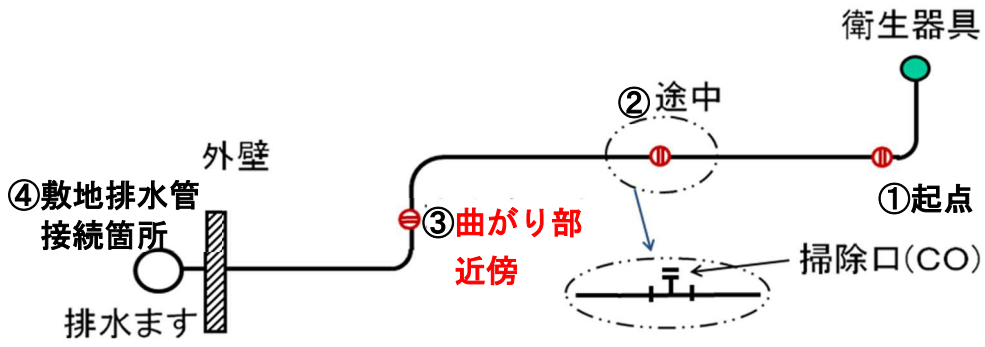


図 2-23 排水横管の掃除口の設置位置例

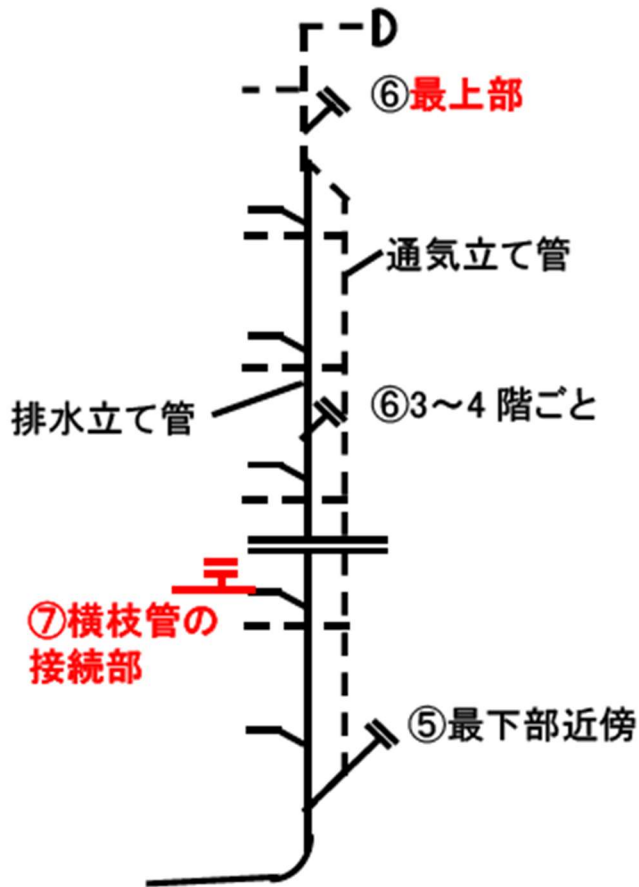


図 2-24 排水立て管の掃除口の設置位置例